

国指定屋我地鳥獣保護区計画書
【存続期間の更新及び変更（区域拡張）】

（環境省案）

令和8年 月 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

屋我地鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

沖縄県名護市の市道伊差川原線と県道名護宜野座線の東側との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み国道 505 号との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を北東に進み同線と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点に至り、同所から海岸線を北西に進み国頭郡今帰仁村字運天 506-2 北端に至り、同所から同所と東経 128 度 0 分 16 秒、北緯 26 度 41 分 19 秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同所と屋我地島北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と東経 128 度 1 分 19 秒、北緯 26 度 40 分 47 秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と東経 128 度 1 分 37 秒、北緯 26 度 40 分 35 秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と夫振岩北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と源河川河口右岸とを結ぶ直線を南進し国道 58 号との交点に至り、同所から同国道を西進し名護市稲嶺区と同国道と市道羽地 2 号の西側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同線を南進し同国道と同市道との交点に至り、同所から同市道を西進し同市道と国道 58 号との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を西進し同線と同国道との交点に至り、同所から同国道を西進し市道羽地 1 号との交点に至り、同所から同市道を西進し国道 58 号との交点に至り、同所から同国道を西進し名護市伊差川区の同国道と市道伊差川原線の西側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同線を南進し同国道と同市道との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 28 年 10 月 31 日（20 年間）

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の上に位置し、屋我地島及び我部祖河川下流域の陸域並びに羽地内海及び屋我地島周辺の海域から成る。海域は、全体の約3分の2を占めているが、陸域周辺の浅海域は干潟が発達しており、沿岸域にはマングローブ林が、陸域には畑、森林及び草地が見られるなど、多様な自然環境が存在している。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁はベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、1,000羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。この他、浅海域には海草類が分布し、ジュゴンの食痕も確認されており、ジュゴンの採餌場所として利用されている。また、陸域はサシバ等の休息地及び越冬地となっている等、当該区域は多様な鳥獣により利用されている。

このように、当該区域は、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の渡り鳥の渡来地等として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- ・国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・無秩序な海面利用型レクリエーションによる鳥獣の繁殖や生息へ影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県名護市北西部に位置する屋我地島及びその周辺海域並びに同市の沖縄島を流れる我部祖河川の下流部に位置する。

イ 地形、地質等

当該鳥獣保護区は、北東方向に延びる沖縄島脊梁山地とその中央部付近から北西に突き出た本部半島に囲まれた区域である。地質は、下部白亜系の与那嶺層（島西岸から北岸は結晶質石灰岩、丘陵部は泥質千枚岩を基質とする混在岩）を基盤とし、局所的に上部鮮新統から下部更新統の島尻層群呉我層（礫岩を主体とし砂岩・シルト岩・凝灰岩を伴う。海成層を挟有する河川堆積物）と鮮新統最上部から上部更新統の琉球層群国頭層（礫岩を主体として砂岩・シルト岩を挟む、未固結な非石灰質碎屑物からなる地層）が与那嶺層を不整合で覆う。なお、済井出から屋我を經由して饒平名に至る海岸部では、下部更新統の琉球層群（礁性石灰岩）が呉我層を不整合で覆う。また、表層では赤褐色粘土化が著しい。これらの地質を基礎として、緩やかであるが起伏に富む丘陵や台地が形成されている。なお、当該区域で最も標高が高いのは、屋我地島の標高約 55m の地点である。

羽地内海は、陸域を起源とする堆積物を多く含む砂礫に覆われ、水深の浅い地形が広がり、その周辺海域では現世サンゴ礁堆積物が発達している。

ウ 植物相の概要

当該区域の陸域のほとんどが、本来は亜熱帯常緑広葉樹林であるが、農地開発の進行により畑地雑草群落が大部分を占め、森林としては小規模なリュウキュウマツ群落が分布している。また沿岸域の海岸泥湿地にはヒルギ群落が成立している。

当該区域の陸域では 118 科 383 種の維管束植物が確認されており、環境省第 5 次レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のヤエヤマアオキ、準絶滅危惧種のハリツルマサキ、ヤリテンツキ、ヤエヤマコクタンが確認されている。

海域では、49 科 165 種の海藻及び海草類が確認されており、環境省第 5 次レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のカサノリ、準絶滅危惧種のホソエガサ、ウミヒルモ、リュウキュウスガモ、リュウキュウアマモ、ベニアマモ、マツバウミジグサ等が確認されている。

エ 動物相の概要

鳥類では、シギ・チドリ類、アジサシ類をはじめとし、44 科 162 種の鳥類が確認されており、採餌、休息及び繁殖の場として当該区域を利用している。

哺乳類では、環境省レッドリスト 2020 における絶滅危惧 I A 類のジュゴン、準絶滅危惧のワタセジネズミなど 6 科 6 種の生息が確認されており、浅海域の海草群落はジュゴンの重要な餌場となっている。

両生類は 3 科 5 種、爬虫類は 8 科 15 種が確認されており、環境省第 5 次レッドリストにおける絶滅危惧 I B 類のクロイワトカゲモドキ、準絶滅危惧のオキナワキノボリトカゲ、オキナワトカゲ、ハイ等が生息している。

魚類は 58 科 151 種が確認されており、環境省レッドリスト 2020 における絶滅危惧 I A 類のカワクモハゼ、タウナギ、絶滅危惧 I B 類のジャノメハゼ、タメトモハゼ、タナゴモドキ、トサカハゼ、絶滅危惧 II 類のマサゴハゼ、準絶滅危惧のトビハゼ等が生息している。

昆虫類は 95 科 291 種が確認されており、環境省レッドリスト 2020 における準絶滅危惧のオキナワキリギリス、シロヘリハンミョウ、イワカワシジミ、フタオチョウ等が生息している。クモ類は 5 科 13 種、陸産貝類は 13 科 24 種、陸水性甲殻類は 2 科 2 種が確認されており、絶滅危惧 I 類のウロケマイマイ、絶滅危惧 I B 類のシラユキヤマタカマイマイ、絶滅危惧 II 類のノミガイ等が生息している。

海産貝類は 100 科 378 種が確認されており、環境省レッドリスト 2020 における絶滅危惧 I 類のヒメシイノミミミガイ、ナズミガイ、ニッコウガイ、ナノハナガイ、オオズングリアゲマキ、マダライオウハマグリ等が生息している。甲殻類は 47 科 168 種が確認されており、環境省版海洋生物レッドリストにおける絶滅危惧 I A 類のメナガオサガニハサミエボシ、絶滅危惧 II 類のコブシアナジャコ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域では、ハシブトガラスによるパインアップル等の農作物被害が報告されている。

5 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 2本
- (2) 案内板 4基

6 存続期間の更新、（変更（区域拡張））の理由

シギ・チドリ類、アジサシ類の生息地として全国的にも重要であることから、引き続き国指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る必要がある。

また、環境省沖縄奄美自然環境事務所で実施しているアジサシ繁殖状況調査（屋我地鳥獣保護区）の結果により、今帰仁村字運天の北部に位置する岩礁がベニアジサシ、エリグロアジサシの繁殖地として重要であることが明らかになったことを踏まえ、その生息地を保全することを目的に、当該岩礁周辺を新たに鳥獣保護区に追加するものである。

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和51年11月1日（昭和51年10月23日 環境庁告示第67号）

(2) 経緯

平成8年11月1日（平成8年10月23日 環境庁告示第71号）

存続期間の更新

平成18年11月1日（平成18年10月27日 環境省告示第138号）

存続期間の更新

平成28年11月1日（平成28年10月31日 環境省告示第101号）

指針の変更

別表1 国指定屋我地鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	(3,217) 3,272 ha	22 ha	3,294 ha	(1,001) 990 ha	- ha	990 ha	- ha	- ha	- ha
林野	(204) 300 ha	- ha	300 ha	(0) 2 ha	- ha	2 ha	- ha	- ha	- ha
農耕地	(600) 466 ha	- ha	466 ha	0 ha	- ha	0 ha	- ha	- ha	- ha
水面	(2,128) 2,106 ha	22 ha	2,128 ha	(997) 986 ha	- ha	986 ha	- ha	- ha	- ha
その他	(148) (285) 400 ha	- ha	(148) 400 ha	(94) (4) 2 ha	- ha	(94) 2 ha	- ha	- ha	- ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	(63) 72 ha	- ha	72 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国有林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
林野庁所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
文部科学省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国有林以外の国有地	(63) 72 ha	- ha	72 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
環境省所管	0 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
地方公共団体育地	(149) 116 ha	- ha	116 ha	ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
都道府県有地	(23) 27 ha	- ha	27 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	0 ha	- ha	0 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	0 ha	- ha	0 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	1 ha	- ha	1 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	(23) 26 ha	- ha	26 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
市町村有地等	(126) 90 ha	- ha	90 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	(4) 3 ha	- ha	3 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	(4) 3 ha	- ha	3 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	(25) 34 ha	- ha	34 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	(97) 53 ha	- ha	53 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
私有地等	(877) 978 ha	- ha	978 ha	(4) 4 ha	- ha	4 ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	(77) 19 ha	- ha	19 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	(18) 19 ha	- ha	19 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	(59) - ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	(39) 134 ha	- ha	134 ha	(0) 2 ha	- ha	2 ha	- ha	- ha	- ha
その他	(761) 825 ha	- ha	825 ha	(4) 2 ha	- ha	2 ha	- ha	- ha	- ha
公有水面	(2,128) 2,106 ha	22 ha	2,128 ha	(997) 986 ha	- ha	986 ha	- ha	- ha	- ha
計	(3,217) 3,272 ha	22 ha	3,294 ha	(1,001) 990 ha	- ha	990 ha	- ha	- ha	- ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
自然公園法による地域	(3,009) 2,986 ha	22 ha	3,008 ha	(1,001) 995 ha	- ha	995 ha	- ha	- ha	- ha
特別保護地区	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別地域	(204) 219 ha	- ha	219 ha	11 ha	- ha	11 ha	- ha	- ha	- ha
普通地域	(2,805) 2,767 ha	22 ha	2,789 ha	(1,001) 984 ha	- ha	984 ha	- ha	- ha	- ha
文化財保護法による地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で< >書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 屋我地鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考	
カモ	カモ	ハイイロガン		不定期	
		サカツラガン	CR	不定期	
		ヒシクイ	NT、天然記念物	不定期	
		マガン	天然記念物	偶発的	
		コハクチョウ		偶発的	
		ツクシガモ	DD	不定期	
		アカツクシガモ		不定期	
		オシドリ		留鳥	
		トモエガモ	DD	不定期	
		ハシビロガモ		冬鳥	
		オカヨシガモ		冬鳥	
		ヒドリガモ		冬鳥	
		カルガモ		留鳥	
		マガモ		冬鳥	
		オナガガモ		冬鳥	
		コガモ		冬鳥	
スズガモ	NT	冬鳥			
カッコウ	カッコウ	ツツドリ		旅鳥	
ハト	ハト	カラスバト	NT、天然記念物	留鳥	
		○ キジバト		留鳥	
		アオバト		不定期	
		ズアカアオバト		留鳥	
ツル	クイナ	バン	VU	留鳥	
		オオバン		冬鳥	
		ヒクイナ	NT	留鳥	
		シロハラクイナ		留鳥	
	ツル	ナベヅル	VU	偶発的	
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		留鳥	
		カンムリカイツブリ		不定期	
		ハジロカイツブリ		冬鳥	
チドリ	ミフウズラ	ミフウズラ		留鳥	
	ミヤコドリ	ミヤコドリ		不定期	
	セイタカシギ	セイタカシギ	DD	不定期繁殖	
	チドリ	タゲリ			冬鳥
		ケリ	DD	冬鳥	
		○ ムナグロ	VU	旅鳥, 冬鳥	
		○ ダイゼン		冬鳥	
		イカルチドリ		不定期	
		コチドリ		不定期繁殖	
		○ シロチドリ	VU	留鳥	
		オオメダイチドリ	国際希少	旅鳥, 冬鳥	
		○ メダイチドリ	国際希少	旅鳥, 冬鳥	
		タマシギ	タマシギ	DD	留鳥
	シギ	○ チュウシャクシギ		VU、国際希少	旅鳥, 冬鳥
		ホウロクシギ			冬鳥
		ダイシャクシギ			冬鳥
		オオソリハシシギ		VU	冬鳥
		オグロシギ			旅鳥
		キョウジョシギ	NT	旅鳥, 冬鳥	
オバシギ		国際希少	旅鳥		
コオバシギ		国際希少	旅鳥		
エリマキシギ			旅鳥, 冬鳥		
キリアイ			旅鳥		
ウズラシギ			旅鳥		
サルハマシギ		国際希少	旅鳥		
トウネン		NT	旅鳥, 冬鳥		
ミュビシギ			冬鳥		
○ ハマシギ		VU	冬鳥		
ヤマシギ		冬鳥			
オオジシギ	NT	不定期			

(別表2) 屋我地鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考	
チドリ	シギ	チュウジシギ		旅鳥	
		タシギ		冬鳥	
		○ ソリハシシギ		旅鳥	
		○ イソシギ		旅鳥, 冬鳥	
		クサシギ		冬鳥	
		○ キアシシギ		旅鳥, 冬鳥	
		アカアシシギ	CR	冬鳥, 旅鳥	
		コアオアシシギ		冬鳥	
		タカブシギ	VU	旅鳥, 冬鳥	
		○ アオアシシギ		旅鳥, 冬鳥	
ツバメチドリ		VU	夏鳥		
カモメ		ミツユビカモメ		不定期	
		ユリカモメ		冬鳥	
		ズグロカモメ	VU	冬鳥	
		ウミネコ	VU	冬鳥	
		カモメ		不定期	
		セグロカモメ		冬鳥	
		ハシブトアジサシ		不定期	
		オニアジサシ		旅鳥	
		コアジサシ	EN	夏鳥	
		○ ベニアジサシ	VU	夏鳥	
		○ エリグロアジサシ	VU	夏鳥	
		アジサシ		旅鳥	
		クロハラアジサシ		旅鳥	
		ハジロクロハラアジサシ		旅鳥	
コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	EN、国内希少、天然記念物	不定期	
カツオドリ	グンカンドリ	コグンカンドリ		不定期	
		ウ		冬鳥	
ペリカン	トキ	○ カワウ		冬鳥	
		ヘラサギ	EN	不定期	
		クロツラヘラサギ	VU、国内希少	冬鳥	
		サギ	ヨシゴイ	DD	冬鳥
			オオヨシゴイ	CR、国内希少	不定期
			リュウキュウヨシゴイ		留鳥
			ゴイサギ	VU	留鳥
			ササゴイ	VU	冬鳥, 旅鳥
			ジャワアカガシラサギ		不定期
			アマサギ	EN	旅鳥, 冬鳥
			○ アオサギ		冬鳥
			○ ダイサギ		不定期
			○ チュウサギ	NT	冬鳥
		○ コサギ	VU	不定期繁殖	
		○ クロサギ		留鳥	
		カラシラサギ		不定期	
		タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	
タカ	リュウキュウツミ			DD	留鳥
	ハイタカ			NT	冬鳥
	チュウヒ			EN、国内希少	冬鳥
	ハイイロチュウヒ				冬鳥
○ サシバ	VU	旅鳥, 冬鳥			
フクロウ	フクロウ	オオノスリ		偶発的	
		アオバズク		留鳥	
		リュウキュウコノハズク		留鳥	
		リュウキュウオオコノハズク	DD	留鳥	
ブッポウソウ	カワセミ	コミミズク		冬鳥	
		アカショウビン		不定期	
キツツキ	キツツキ	○ カワセミ		留鳥	
		○ コゲラ		留鳥	
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ		冬鳥	
		ハヤブサ	NT、国内希少	冬鳥	

(別表2) 屋我地鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
スズメ	サンショウクイ	リュウキュウサンショウクイ		留鳥
	カササギヒタキ	サンコウチョウ		夏鳥
	モズ	シマアカモズ		冬鳥
	カラス	ミヤマガラス		不定期
		○ ハシブトガラス		留鳥
	シジュウカラ	○ シジュウカラ		留鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ		留鳥, 冬鳥
		○ シロガシラ		外来
	ツバメ	○ リュウキュウツバメ		留鳥
		○ ツバメ		不定期繁殖
	ウグイス	○ ウグイス		留鳥
	ムシクイ	キマユムシクイ		冬鳥
		カラフトムジセッカ		
		ムジセッカ		不定期
		コムシクイ		
	セッカ	○ セッカ		留鳥
	メジロ	○ メジロ		留鳥, 冬鳥
	ムクドリ	コムクドリ		旅鳥
	ツグミ	シロハラ		冬鳥
		アカハラ		冬鳥
		ツグミ		冬鳥
	ヒタキ	エゾビタキ		旅鳥
		コサメビタキ		旅鳥
		○ ノゴマ		冬鳥
		オジロビタキ		不定期
		ルリビタキ		冬鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		○ イソヒヨドリ		留鳥
	スズメ	○ スズメ		留鳥
	セキレイ	ツメナガセキレイ		冬鳥, 旅鳥
		○ キセキレイ		冬鳥
		○ ハクセキレイ		冬鳥
		ビンズイ	NT	冬鳥
	アトリ	アトリ		冬鳥
		マヒワ		冬鳥
	ホオジロ	カシラダカ	EN	冬鳥
		ミヤマホオジロ		冬鳥
		シマアオジ	CR、国内希少	偶発的
		アオジ		冬鳥
		クロジ		冬鳥
ハト	ハト	ドバト		外来
スズメ	カエデチョウ	○ シマキンパラ		外来
合計	15目	44科	162種	

(注)

1. データは下記の文献・調査データに拠った。

(1)環境省. 2006. 平成17年度 国指定屋我地鳥獣保護区更新にかかる環境情報調査 報告書

(2)鳥獣保護管理員が行った調査結果(平成28年度～令和6年度)

(3)髙原 建二他 2025. 名護市における鳥類の記録とその生息状況について

(4)環境省. シギ・チドリ類調査 モニタリングサイト1000 調査データ

2. 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、「日本鳥類目録改訂第8版(2024年9月発行)」(日本鳥学会)に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省第5次レッドリスト

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)

国内希少:国内希少野生動植物種 国際希少:国際希少野生動植物種

文化財保護法

天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣(平成28年度～令和6年度の9年度すべてで確認された種とした)。

アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に規定される希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

5. 備考欄には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、不定期(毎年ではなく不定期に記録される鳥)、偶発的(偶発的にしか記録されない鳥)、不定期繁殖(不定期に繁殖が記録されている鳥)、外来の別を記載した。区分は日本鳥類目録改訂第8版の記載内容に拠った。

(別表3) 屋我地鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
海牛	ジュゴン	ジュゴン	CR、国際希少、天然記念物	
真無盲腸	トガリネズミ	ワタセジネズミ	NT	
翼手	オオコウモリ	オリイオオコウモリ		
食肉	ネコ	イエネコ		外来
	マングース	ファイリマングース		外来
	イヌ	イヌ		外来
合計	4目	6科	6種	

(注)

1. データは下記の文献・調査データに拠った。

(1)環境省. 2006. 平成17年度 国指定屋我地鳥獣保護区更新にかかる環境情報調査 報告書

(2)青柳 克他. 2024. 沖縄諸島におけるワタセジネズミ *Crocidura watasei* の分布追加記録. 琉球大学学術リポジトリ

(3)沖縄県. 2025. 令和6年度 ジュゴン保護対策事業 報告書

2. 哺乳類の目・科・種(和名)及び配列は、「世界哺乳類標準和名リスト2021年度版」(日本哺乳類学会)に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2020

CR: 絶滅危惧 I A類、NT: 準絶滅危惧

絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)

国際希少: 国際希少野生動植物種

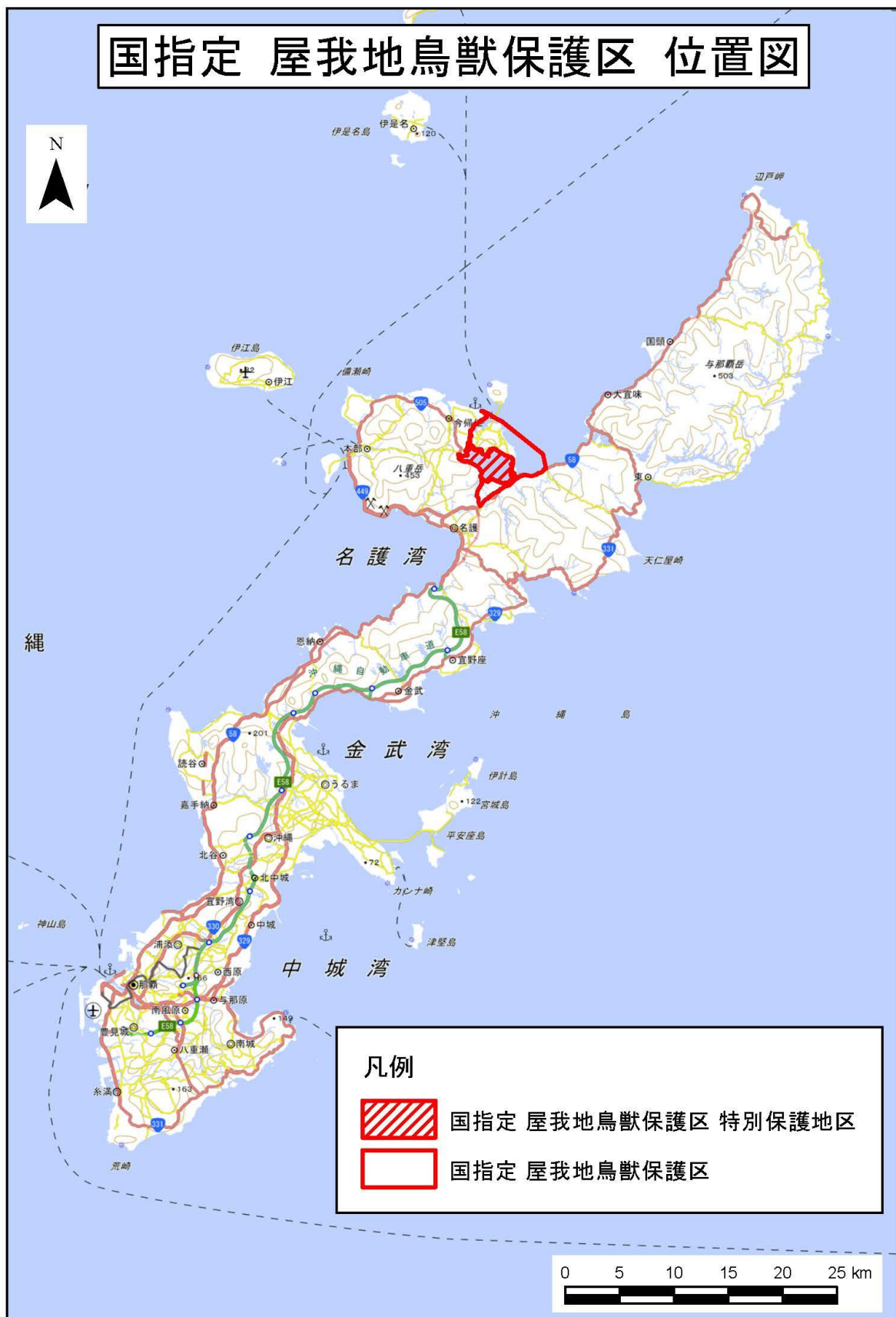
文化財保護法

天然記念物

4. アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に規定される希少鳥獣。

5. 外来鳥獣については、備考欄に外来と記載した。

国指定屋我地鳥獸保護区 位置図

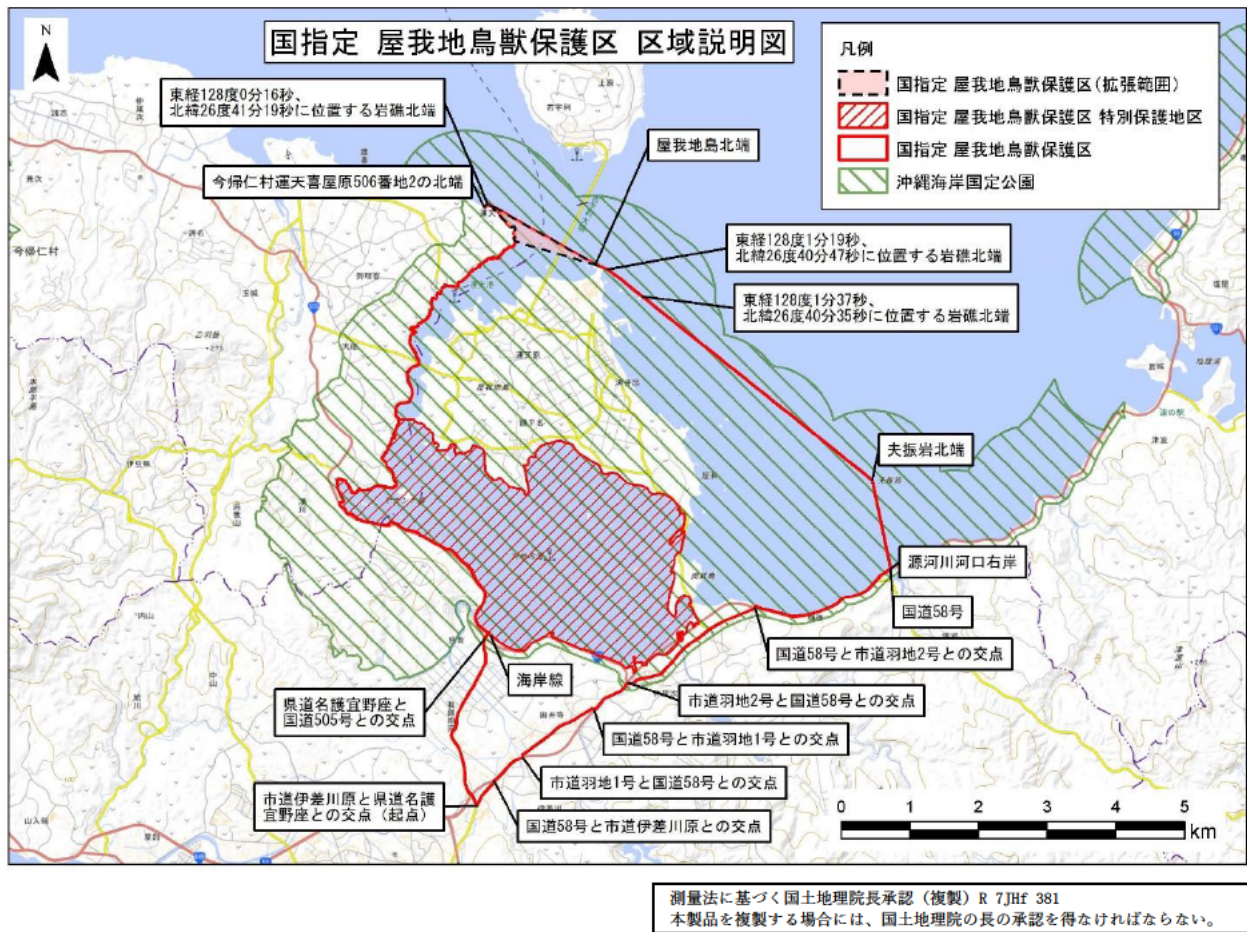


国指定屋我地鳥獣保護区 区域図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 7JHf 381
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

国指定屋我地鳥獣保護区 区域説明図



沖縄県名護市の市道伊差川原線と県道名護宜野座線の東側との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み国道 505 号との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を北東に進み同線と最大高潮時海岸線(以下「海岸線」という。)との交点に至り、同所から海岸線を北西に進み国頭郡今帰仁村字運天 506-2 北端に至り、同所から同所と東経 128 度 0 分 16 秒、北緯 26 度 41 分 19 秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同所と屋我地島北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と東経 128 度 1 分 19 秒、北緯 26 度 40 分 47 秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と東経 128 度 1 分 37 秒、北緯 26 度 40 分 35 秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と夫振岩北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と源河川河口右岸とを結ぶ直線を南進し国道 58 号との交点に至り、同所から同国道を西進し名護市稲嶺区の同国道と市道羽地 2 号の西側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同線を南進し同国道と同市道との交点に至り、同所から同市道を西進し同市道と国道 58 号との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を西進し同線と同国道との交点に至り、同所から同国道を西進し市道羽地 1 号との交点に至り、同所から同市道を西進し国道 58 号との交点に至り、同所から同国道を西進し名護市伊差川区の同国道と市道伊差川原線の西側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同線を南進し同国道と同市道との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域